

森林環境譲与税及び森林環境整備等基金の使途の状況

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、令和元年度から森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税は、市町村においては「森林整備及びその促進に関する費用（間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等）」に充てることとされています。

令和2年度一般会計決算における森林環境譲与税の使途の状況は、次のとおりです。

事業名	事業総額（千円）		事業内容	
	うち当該年度の森林環境譲与税	うち他の財源		
森林環境整備等基金費	5,506	5,506	0	森林整備に関する施策、森林整備を促進するための人材育成及び担い手確保、木材利用の促進及び普及啓発に関する施策に要する資金に充てるための基金